

住宅改修工事に補助します

(平成24年度小郡市緊急経済対策住宅改修工事費補助制度)

小郡市では、地域経済の活性化を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、経費の一部を補助金として交付します。

補助の対象者

次の要件を全て満たす人が対象です。

- ① 小郡市民であること
- ② 住宅の所有者で、当該住宅に居住していること
- ③ 申請者の世帯全員(18歳以下除く)が市税を滞納していないこと
- ④ この補助金の交付を受けたことがないこと

補助対象となる工事

- ① 市内施工業者が請負う工事
- ② 補助の対象となる工事費が10万円(消費税除く)以上の工事。ただし、住宅に関する他の補助金を受けた場合その補助対象となった工事費を除いた額が10万円以上
- ③ 平成25年3月31日までに工事完了届が提出できる工事

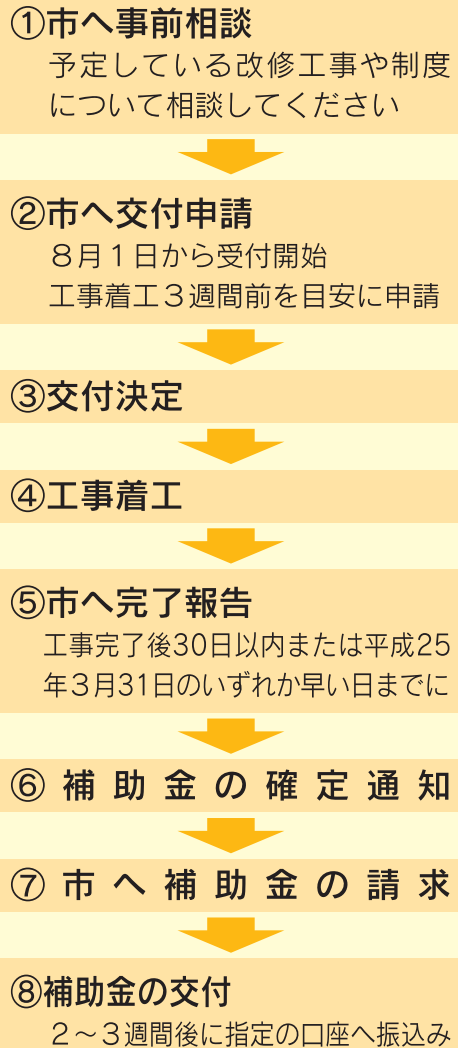
【対象となる工事の例】

- ・ 屋根・天井・外壁・内壁・床(畳の張り替え含む)の改修
- ・ 建具の交換
- ・ 浴室、台所、トイレなど水回りの改修
- ・ 耐震・補強工事
- ・ 防音・断熱、間取りの変更工事

【対象にならない工事の例】

- ・ 増築工事などの床面積が増える工事
- ・ 外構設備(門・車庫・塀などの構造物や植栽など)の改修工事
- ・ 家具や電気製品(太陽光発電含む)の購入などによる付帯工事

補助金交付申請手続きの流れ



補助金の額

住宅改修工事に要した工事費(消費税除く)の10分の1に相当する額で、10万円を上限とします。(千円未満切捨て)

申請受付開始

- ▼ 受付開始日 8月1日(水)
- ▼ 受付時間 午前9時~午後5時

※予算枠に達した時は、その時点で受付を締め切ります。

申請方法

「補助金交付申請書」に必要な書類を添えて、商工・企業立

地課へ持参してください。

※8月1日(水)~3日(金)は、

市役所北別館2階大会議室で受付を行います。

※申請書などの様式は、商工・

企業立地課窓口で配布のほか、各校区公民館、市ホームページからも入手できます。

申請時に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 世帯全員の住民票の写し
- 建物の所有を確認できる書類の写し(名寄せ帳など)
- 世帯全員(18歳以下除く)の市税の「滞納のない証明」

○ 改修工事見積書および内訳書の写し

○ 住宅位置図、配置図

○ 改修工事個所の図面

○ 改修工事前の現場写真

※詳細については、お問い合わせください。

注意!!

この補助金をかたった詐欺にご注意ください

申請・問合せ先

商工・企業立地課 72・2111内線142